

第4章

四日市市がめざす地域包括ケアのすがた

1. 計画の基本的な考え方

本市では、平成12年に始まった介護保険事業の中で、「安心と生きがいのある長寿社会」を基本理念として掲げ、介護サービスの基盤整備や在宅介護支援センターと地域包括支援センターを核とした相談・支援体制の確立を中心に計画を推進してきました。

第7次計画は、いわゆる「団塊の世代」が75歳を迎え、高齢者の医療、介護のニーズがピークに差しかかる2025年（令和7年）を念頭としていました。しかし、その後も緩やかに高齢者数は増え続け、団塊の世代の子どもである「団塊ジュニア」が65歳を迎える2040年（令和22年）には、医療・介護ニーズの増大とともに、支援を必要とする高齢者を支える担い手が不足することが予想されています。そのため、本計画は2040年までを見据えたものとする必要があります。

こうした本格的な高齢社会に向けて、公的なサービスだけでなく、地域での見守り、助け合いなどの市民による支え合い活動や地縁団体、NPO、ボランティア団体、事業者などの多様な主体が関わることにより、重層的に高齢者を支える地域包括ケアのしくみをより一層充実させることで、「住み慣れた場所で自分らしく暮らせる環境づくり」を実現していかなければなりません。

さらに、平均寿命が延伸する中、介護や医療を必要としない「健康寿命」を延ばすためには、高齢期をいかに健康かつ生きがいを持って暮らせるかが重要になっており、「人生100年時代」と言われる中で「誰もがいつまでも健康で暮らせるまち」を実現していかなければなりません。

こうしたことから、本計画の基本理念を「四日市市総合計画」の基本的政策を踏まえ「住み慣れた場所で健康で自分らしく暮らせるまち」とし、その理念のもとで総合的に取り組みを進めます。

〈基本理念〉

**住み慣れた場所で
健康で自分らしく暮らせるまち**

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた基本目標

本計画の基本理念である「住み慣れた場所で健康で自分らしく暮らせるまち」のもと、高齢者誰もが安心して、地域の中でいきいきと自分らしく暮らせるよう、市民、介護サービス事業所、医療機関、民間企業、行政等の協働のもとで高齢者を支える「地域包括ケアシステム」を深化・推進していきます。

その実現に向けて、以下の4つの基本目標を掲げ、この目標のもとで具体的な施策を一体的に進めます。

基本目標Ⅰ 介護予防・重度化防止を推進するとともに日常生活を支援する

高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送れるよう、公的サービスとともに、住民ボランティアなど地域の多様な主体と協働して、介護予防や日常生活の支援、家族介護者への支援や「通いの場」づくりを推進します。そのため、介護予防・日常生活支援総合事業を拡充するとともに、生活支援コーディネーターなどと連携しながら地域ぐるみでの支え合い、見守りの体制づくりを支援します。

基本目標Ⅱ 医療と介護との連携で高齢者の在宅生活を支える

高齢化が進み、医療を必要とする高齢者が増加することから、医療と介護を受けながら安心して、最期まで自分の希望する場所で暮らせるよう、医療と介護の連携を一層強化していきます。

基本目標Ⅲ 認知症の人や家族を地域で支えるとともに高齢者の尊厳を守る

認知症の人やその家族が、できる限り地域の中で安心して暮らし続けられるよう、認知症に関する地域の理解を促進し、見守り・支援体制を充実するとともに、認知症予防、早期診断、早期対応体制の強化から認知症が進行したときに利用できる医療・介護・生活支援サービスの確保まで認知症の状態に応じた適切な支援ができるしくみづくりを進めます。

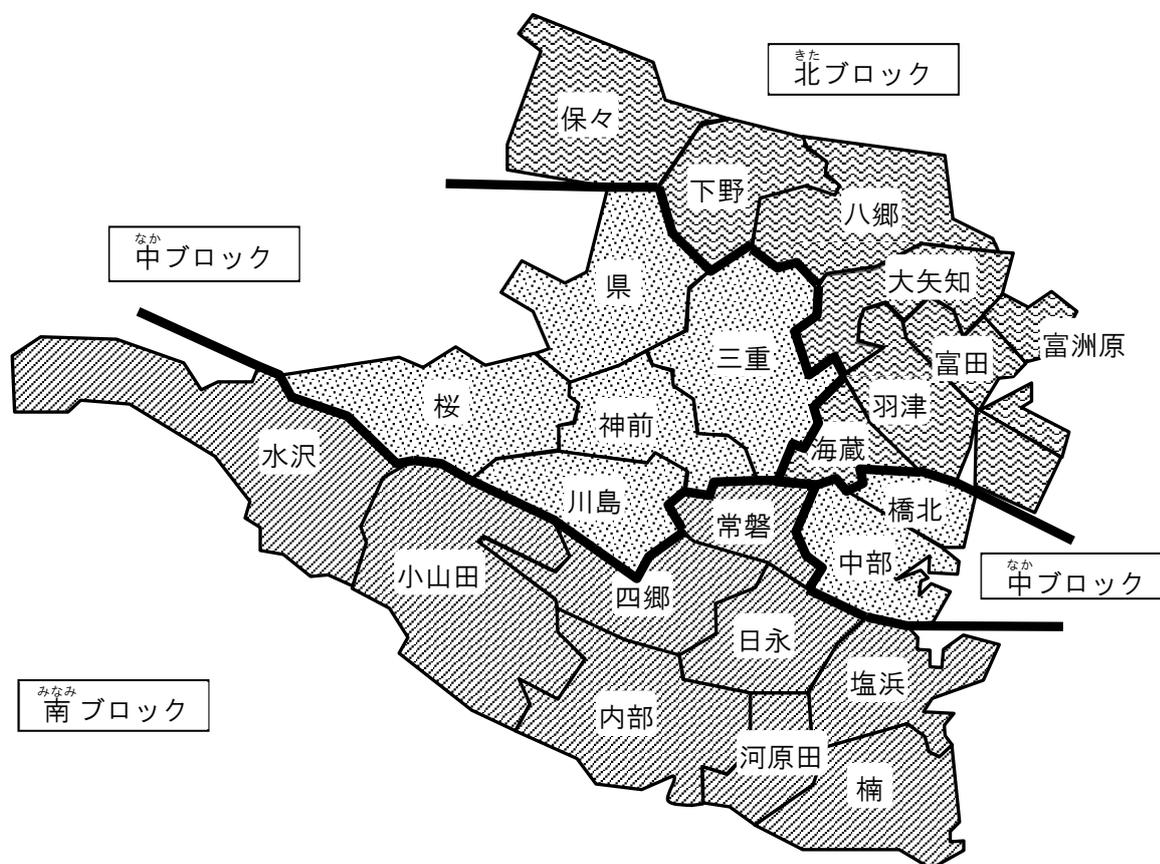
基本目標Ⅳ 介護サービスの充実によって高齢者と家族を支える

介護が必要になっても高齢者が地域で安心して暮らし続けられるよう、中重度の要介護者の在宅生活を支える介護サービスや高齢者に配慮した施設・住まいの充実を図るとともに、サービスの質の向上と人材の確保、及び安定的な事業運営に向けた取り組みを進めます。

3. 日常生活圏域の設定

本市においては、地区市民センター所管区域である 24 地区を日常生活圏域に位置づけることによって、身近な地域での介護予防・生活支援の体制の充実を図るとともに、日常生活圏域をまとめた3つの「ブロック」によって医療・介護連携や認知症施策を進めます。あわせて、各層での地域ケア会議や地域包括支援センターのネットワークを生かし、ブロック内での連携をより一層強化しつつ、地域包括支援センター間の連絡調整を密にし、相互の情報共有と市内のサービス供給バランスの平準化を図ります。

図 ブロックと日常生活圏域



4. 地域包括ケアシステムを支える基盤の強化

(1) 「三層構造」による支援体制の強化

在宅介護支援センター、地域包括支援センター、市の「三層構造」におけるそれぞれの機関の機能分担、連携強化を図り、支援体制を強化します。

在宅介護支援センターについては、さらに地域に密着した総合相談窓口になるよう市民への周知を図るとともに、地域の支援体制づくりなどへの関与を強めるため、地域の各種団体との連携を一層進めます。また、在宅介護支援センターの機能強化のための研修や情報交換の機会を確保します。

地域包括支援センターについては、引き続き、権利擁護や認知症に関する対応、医療と介護の連携など専門的な相談窓口としての体制を強化するとともに、各種の専門機関との連携を一層進めます。

市は、地域包括ケアシステムの深化・推進のための企画・調整を行うとともに、在宅介護支援センター、地域包括支援センターの現状把握を行い、機能分担を踏まえた運営方針をより明確にし、機能強化に向けた連携ルールの策定とそれに基づく支援を行います。

また、地域包括支援センター運営協議会の機能を拡充し、地域包括支援センター、在宅介護支援センターの評価及び指導を強化するとともに、今後の体制について検討を進めます。

(2) 地域包括支援ネットワークの強化

①地域ケア会議の開催

個別地域ケア会議、地区地域ケア会議、医療・介護連携地域ケア会議、全市レベルの地域包括ケア推進会議（長寿社会づくり懇話会及び安心の地域医療検討委員会）からなる地域ケア会議を開催し、個別課題の解決、地域包括支援ネットワークの構築、関係機関の連携の強化、地域課題の発見、地域づくり、資源開発、政策の形成につなげていきます。

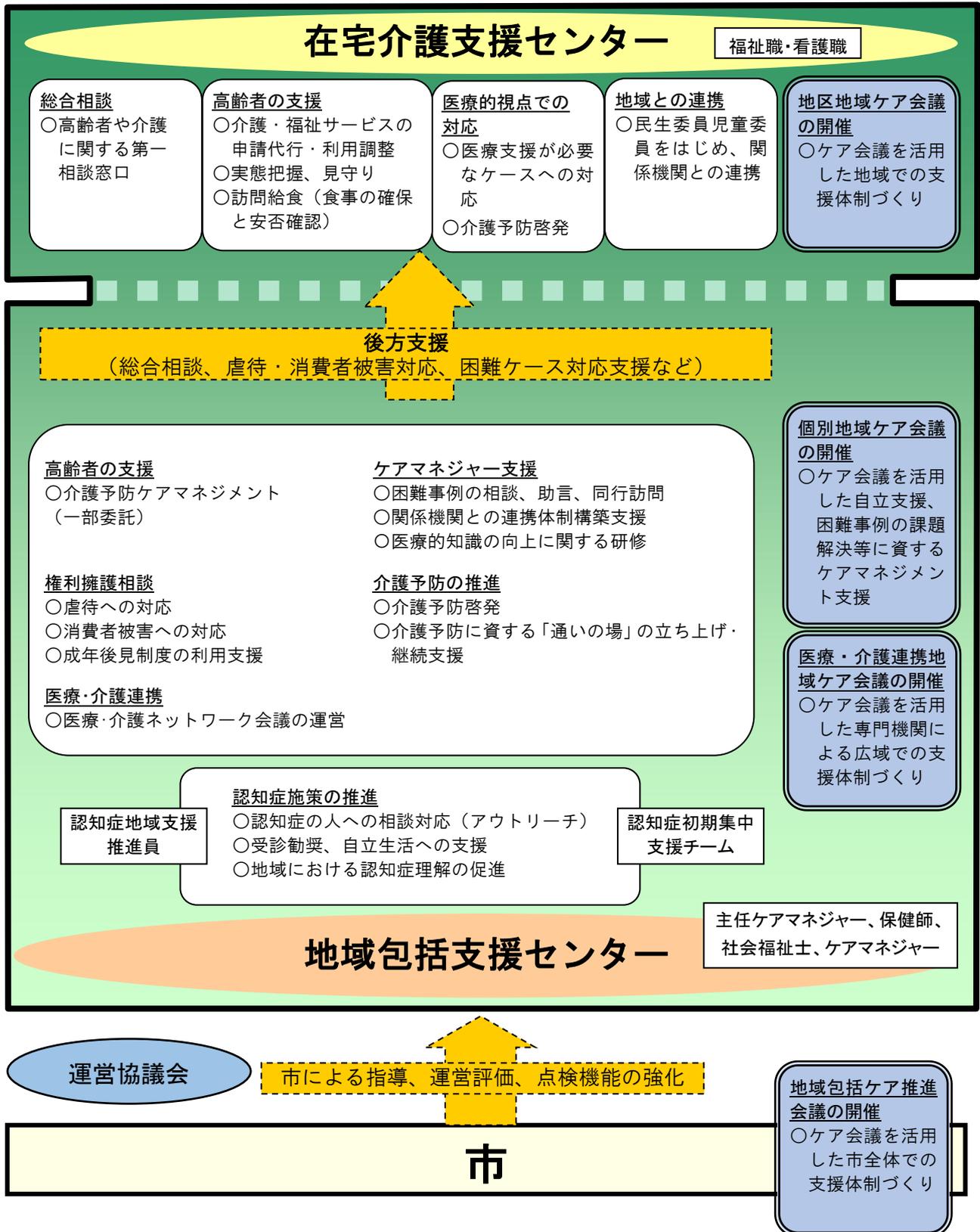
個別地域ケア会議については、困難事例にかかる会議を継続するとともに、対象者の拡大など自立支援型地域ケア会議を充実させ、自立のためのケアマネジメント力の向上や、地域課題解決のための政策提言に結びつけます。

地区地域ケア会議については、在宅介護支援センター運営協議会を活用して、地区単位で実施します。地域における生活支援等の課題を発見し、その解決に向けたネットワーク化や資源開発につなげられるよう、生活支援コーディネーターとも連携しながら、地域の各種団体、関係機関とともに取り組みます。

医療・介護連携地域ケア会議については、医療・介護ネットワーク会議の世話人会を活用して、北・中・南のブロック単位で実施します。医療・介護に関わる多職種の参加のもと、在宅医療・介護連携支援センターと連携しながら、医療・介護連携に関する課題の発見、連携のためのネットワークやしきみの構築などを進めます。

地域包括ケア推進会議については、長寿社会づくり懇話会及び安心の地域医療検討委員会を活用して実施し、全市レベルでの調整や政策形成に向けた検討などを行います。

図 三層構造による支援体制のイメージ



②地区レベルの支援体制づくりと地域における実態把握

地区レベルあるいは町レベルでの介護予防の場や生活支援のしくみづくりなどに向けて、在宅介護支援センターが地区地域ケア会議なども活用しつつ、生活支援コーディネーターや地区市民センターとも連携しながら、地区レベルでの支援体制を強化します。また、地域での資源開発、人材発掘などにもつなげられるよう、生活支援コーディネーターの配置について必要に応じて見直しを行います。

あわせて、在宅介護支援センターは、地域包括支援ネットワークを活用した情報収集や調査、訪問活動を進め、支援を必要とする高齢者の実態を把握して必要なサービスにつなげます。

③医療・介護などの専門職の連携体制強化

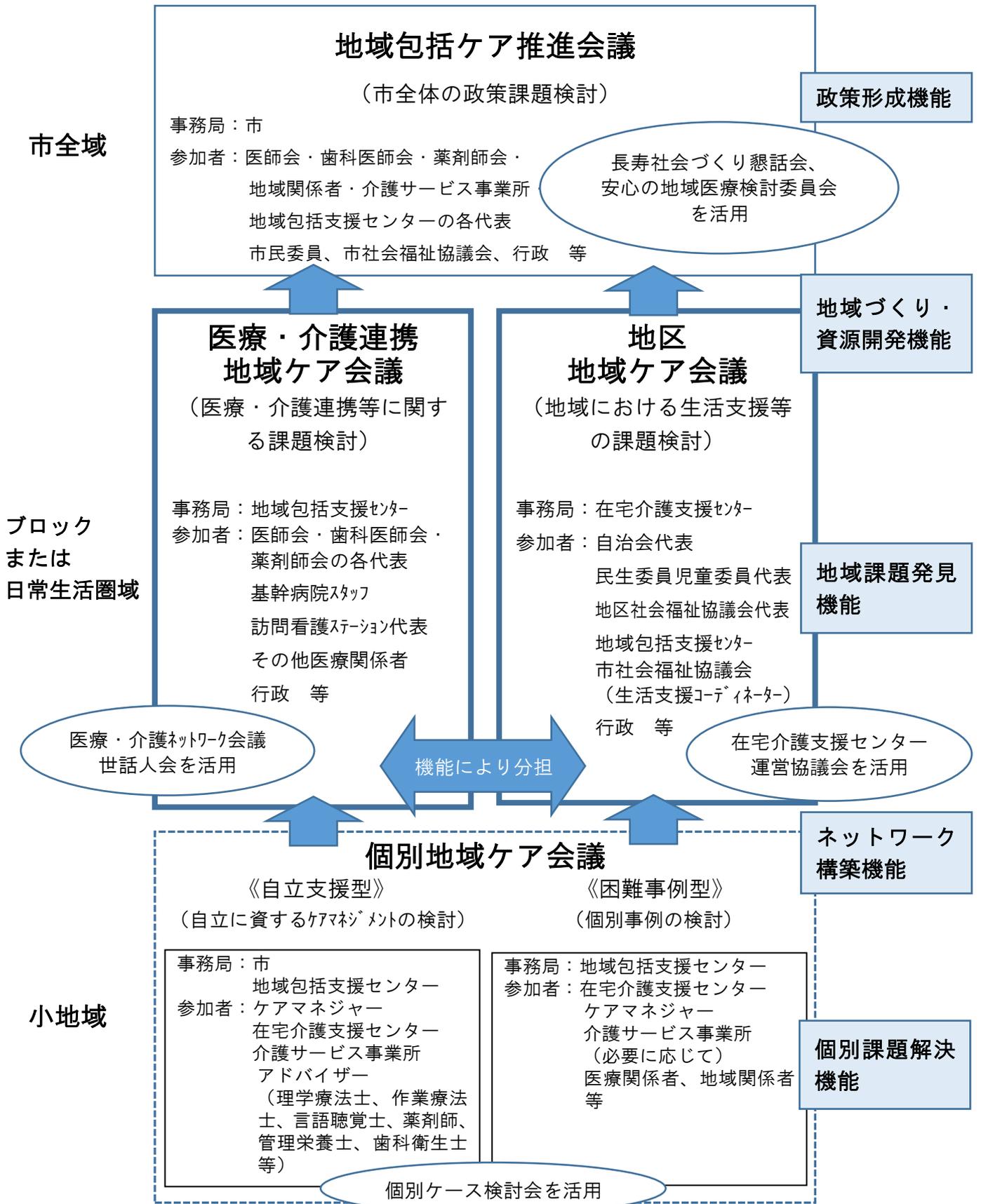
在宅医療や認知症、権利擁護など専門性が必要とされる課題に対応するため、地域包括支援センターが医療・介護ネットワーク会議、高齢者みまもりネットワーク会議なども活用しつつ、在宅医療・介護連携支援センターなどとも連携しながら、医療、介護、法律等の専門職間の連携体制を強化します。

【実績と目標】

	実績	見込み	目標		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域ケア会議開催回数（回）	102	57	120	123	126

※個別地域ケア会議、地区地域ケア会議、医療・介護連携地域ケア会議、地域包括ケア推進会議の合計

図 地域ケア会議の構成



(3) 相談・支援機能の充実

①総合相談・情報提供

高齢者やその家族が、身近な地域で気軽に相談ができるよう、各地区に設置した在宅介護支援センターの一層の周知を図り、その認知度を高めます。また、在宅介護支援センターが、医療・介護をはじめとした多様な相談に応じられるよう、介護職・看護職のスキルアップを図るとともに、働きながら介護を行う介護者の相談にも対応できる体制を確保します。

より高度な医療支援、認知症対策、虐待対応や権利擁護が求められる場合などについては、地域包括支援センターが専門職間の連携体制を生かして迅速かつ的確に対応します。

さらに、高齢者のみならず、障害者、子どもなどに関する複合的な課題を含む相談に対応できるよう、在宅介護支援センター、地域包括支援センターと障害者相談支援事業所などの多分野の機関との連携を行い、対応力の強化を図ります。

また、市民がサービスを円滑に利用できるよう、パンフレットや広報よっかいち、ホームページなどを活用するとともに、出前講座を実施するなどして介護保険や高齢者福祉に関する情報を提供します。

②包括的・継続的ケアマネジメントへの支援

ケアマネジャーのさらなるスキルアップによって適切なケアマネジメントが行われるよう、支援困難事例などについて、地域包括支援センターがケアマネジャーに対し、個別地域ケア会議などを活用して相談・助言をし、必要に応じて同行訪問などを行うとともに、医療機関、介護サービス事業所などの関係機関との連携を支援します。

あわせて、ケアマネジャーの技術や能力の向上を図るため、地域包括支援センターが中心となり、介護保険サービス事業者連絡会居宅介護支援部会や医療・介護ネットワーク会議などの場を活用して、定期的な情報交換会や研修を継続実施します。

【実績と目標】

	実績	見込み	目標		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
在宅介護支援センター 相談支援件数 (件)	68,417	64,730	68,000	68,300	68,600

施策の体系

基本理念	基本目標	施策		
住み慣れた場所で健康で自分らしく暮らせるまち	地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組み	Ⅰ 介護予防・重度化防止を推進するとともに日常生活を支援する	1. 介護予防の推進と日常生活支援体制の整備	(1) 介護予防事業の推進
				(2) 介護予防・生活支援サービス事業の拡充
				(3) 地域における生活支援・見守りの体制づくり
				(4) 高齢者の自立生活や家族に対する支援
		Ⅱ 医療と介護との連携で高齢者の在宅生活を支える	2. 医療と介護の連携	(1) 医療・介護の連携体制の強化
				(2) 高齢者・家族を支える環境づくり
				(3) 市民啓発の推進
		Ⅲ 認知症の人や家族を地域で支えるとともに高齢者の尊厳を守る	3. 認知症施策の推進と権利擁護	(1) 普及・啓発の推進
				(2) 状態に応じた適切なサービスの提供
				(3) 介護者への支援
				(4) 見守り体制の充実
				(5) 権利擁護の取り組みの推進
		Ⅳ 介護サービスの充実によって高齢者と家族を支える	4. 介護保険サービスの充実と円滑な運営	(1) 介護保険サービスの充実
				(2) 要介護者等へのリハビリテーション提供体制の構築
				(3) 介護保険サービスの質の向上
				(4) 介護人材の確保
(5) 介護保険事業の適正化				

地域包括ケアシステムを支える基盤の強化

- (1) 「三層構造」による支援体制の強化
- (2) 地域包括支援ネットワークの強化
- (3) 相談・支援機能の充実